

造材事業成績評定基準

第1 通則

評定は、正確な資料及び造材指導により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者が独立して的確かつ公正に行うものとする。

第2 評定項目

評定は、次に掲げる考査項目について行うものとする。

考 査 項 目	
評定項目	細 別
1 一般事項（加点のみ）	I 事業着手届等・作業体制等の表示・作業標識看板等の設置に関する事
	II 使用人等の管理・保険の付保及び事故の補償に関する事
	III 作業中の安全確保・官公庁等への手続き等に関する事
	IV 火災の防止・環境対策に関する事
2 造材・運材・その他事項（加点のみ）	I 土場の作設、使用に関する事
	II 集材路の作設に関する事
	III 立木の伐倒・支障木に関する事
	IV 集材に関する事
	V 道路の使用・後片付けに関する事
3 事業特性（加点のみ）	
4 創意工夫（加点のみ）	
5 地域性（加点のみ）	
6 法令遵守等（減点のみ）	
7 その他（減点のみ）	

第3 評定の方法

- 1 評定者は、販売担当課長とする。
- 2 評定については、「造材事業成績採点表」（様式1）により、契約を単位として行う。
なお、評定にあたっては、「造材事業チェックリスト」（別紙1）及び「考査項目別運用表」（別紙2）を考慮するものとする。
また、造材事業における「事業特性」、「創意工夫」、「地域性」に関して、買受者は当該契約における提案事項（別紙3）を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。
- 3 評定は、買受人より提出されるセルフチェックシート（様式2-1～2）の評価を、事業期間中における造材指導実施職員からの聴取及び事業終了後の現地の確認等を実施し最終評定する。
なお、セルフチェックシートの提出がない場合は、評定者の評定のみをもって評定を行う。
- 4 中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第18条）に基づく事業協同組合の組合員が分担して造材を行っている場合においては、買受人は組合員ごとに行う自己評価を取りまとめ、契約を単位としてセルフチェックシートを提出する。
- 5 評定点は、第2項により付された各考査項目ごとの評定点を標準点（65点）に加算した値とする。

第4 評定の特例

- 1 契約を解除した場合
 - （1）買受人の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点において評定するものとする。
 - （2）道の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該契約は評定の対象としないものとする。

第5 評定の修正

- 1 要領第7の「評定を修正すべきと認める場合」とは、道有林野及びその産物又は道有林野の施設に損害を与えたことが判明した場合において、その損害の賠償を請求したときは、評定を修正するものとする。
- 2 前項の評定を修正する場合は、合計評定点から重要な損害は20点を減ずることとする。

第6 その他

- 1 この基準は公表するものとし、その方法等については「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。
- 2 この基準に定めるほか、各造材事業の契約における減点等の措置はその契約による。